

## 〔修士論文要旨〕

## 古代陸奥国の官人体制について

— 辺要国の国司について —

古代東北の陸奥出羽を代表とする辺要国の国司には「饗給」「斥候」「征討」という特殊な職掌が認められていた。これは蝦夷との国境をもつ辺要国でかかる対蝦夷政策を柔軟に実行するためのものである。

従来の研究では、辺要国の国司に認められていた「饗給」「斥候」「征討」という特殊な職掌は、国司が他の官職を兼任することによって強い権限、陸奥出羽按察使の持つ上級国司権や広域行政権、鎮守府官人が持つ鎮兵統括権と複合して、または征討使の持つ軍事統帥権の下で行使されるというものであった。

しかし国司に認められた「饗給」「斥候」「征討」という権限は、律令に規定されている以上、国司が単独で行使することが可能な権限のほずである。そこで国司単独でも行使されていたということを、史料を挙げて考察した。

「饗給」は服属した蝦夷である夷俘が朝貢してきたときに、また服属の意を示した未服の蝦夷を律令国家の支配下に置くために、朝貢と表裏をなして行われる懐柔策であった。

「斥候」は服属した蝦夷である夷俘の動向を巡察することを目的と

したもので、夷俘が居住している地域で行われた。

「征討」は服属した蝦夷である夷俘が逆心を起こし反乱を起こする場合、もしくは反乱を起こした場合、その夷俘を討伐する権限であった。

辺要国の国司が持つ「饗給」「斥候」「征討」は、律令国家の支配領域内だが未服の蝦夷領域に近い土地で、国家に帰順した蝦夷である夷俘が対象となった場合行使されるものであり、国司が単独で行使できた。ただし国家に帰順した蝦夷が対象だから饗給以外は律令国家の領域内に服属蝦夷が台頭してくるまで行使されることは無かった。残る征討・斥候も、行使しなければならないのは軍事的緊張が高まり政情が不安定な状況下でのことだったため実際にこれらの権限が行使されたのは条件下だった。それは蝦夷との対立が深刻化し国家が精力的に蝦夷征討を推し進めた宝亀年間、いわゆる三十八年戦争の期間だった。

\* 紺野 勇 貴